

実録

ほんとうにいた ルールを守らない 恐怖の自転車ライダー

恐怖一

車道を逆走

自転車は車と同じ道を同じ方向で走らなければなりません。

ただし例外があります

次の場合は自転車でゆっくり歩道を走ることができます。

- ① 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人
- ② 車道に駐車車両があったり、工事を行っていて危ないと思うとき
- ③ この標識があるとき

歩道を走るときのルールです!

自転車は車道側 歩く人は建物側



前から来た自転車と
ゆずれ合う時は
進行方向の左側
を通行



恐怖三

スマホを見ながら運転



スマホを見ながらの運転はとても危険。

自分だけではなく、歩行者の命を奪うことにもつながります。

恐怖四

イヤホンを装着しながら運転

音楽を聴きながらや電話で会話をしながらの運転は非常に危険。
あなたの後ろに車が近づいているかもしれません…。

恐怖五

無灯火で走行

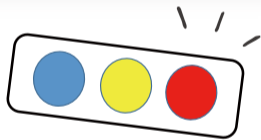
無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険。

安全のため、夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

あなたのことが見えていない車が、目の前に来ているかもしれません。

恐怖二

信号無視



「赤信号は止まる」

あなたが車にぶつかるだけではありません。

青信号を渡ろうとしている歩行者と事故をおこしてしまうかもしれません。

恐怖六

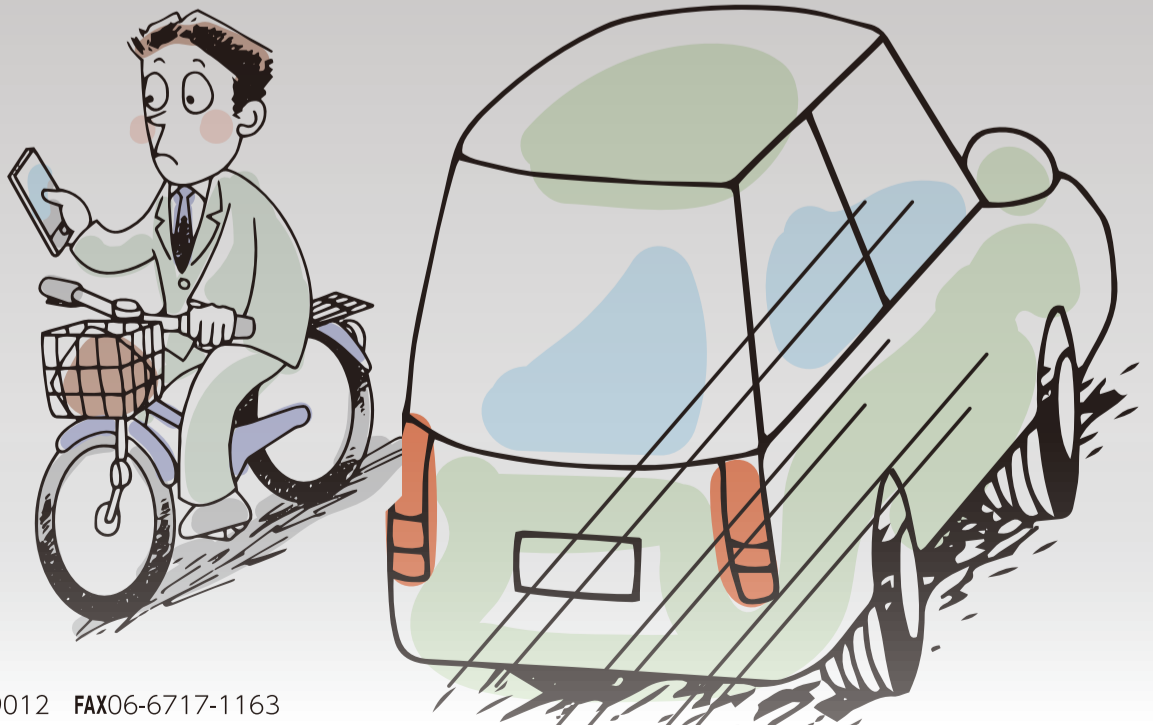
ヘルメットをかぶらない

改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者の

ヘルメット着用が努力義務となっています。

保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際にも、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

ほんとうに危ないので
絶対にやめましょう



問合せ 区地域まちづくり課 4階44番 ☎06-6715-9012 FAX06-6717-1163

